

●香川県告示第135号

令和6年香川県告示第96号（地方自治法の規定に基づく公金事務の委託）の一部を次のように改正する。

令和7年5月16日

香川県知事 池 田 豊 人

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
名称	住所又は事務所の所在地	委託した公金事務	指定日	委託開始日	名称	住所又は事務所の所在地	委託した公金事務	指定日	委託開始日
略					略				
株式会社 クリエア ナブキ高 松支店	高松市磨屋町 2番地8	香川県立ミュージアムの観覧料及び音声ガイドシステム使用料並びに物品売払代金の収納事務	令和7年 4月1日	令和7年4 月1日	伊予鉄総合企画株式会社高松営業所	高松市鍛冶屋町3番地香川三友ビル5階	香川県立ミュージアムの観覧料及び音声ガイドシステム使用料並びに物品売払代金の収納事務	令和6年 4月1日	令和6年4 月1日
		香川県番町地下駐車場、香川県玉藻町駐車場、香川県庁地下駐車場、香川県立ミュージアム駐車場、栗林公園北門前駐車場、栗林公園東門駐車場及び香川県社会福祉総合センター駐車場の共通回数券（以下単に「駐車場共通回数券」という。）販売代金の収納事務					香川県番町地下駐車場、香川県玉藻町駐車場、香川県庁地下駐車場、香川県立ミュージアム駐車場、栗林公園北門前駐車場、栗林公園東門駐車場及び香川県社会福祉総合センター駐車場の共通回数券（以下単に「駐車場共通回数券」という。）販売代金の収納事務		
株式会社	略				株式会社	略			

宮脇書店				
<u>国際セー フティー 株式会社 高松支社</u>	<u>高松市春日町 1706 番地 8</u>	<u>香川県立ミュー ジウム駐車場の 使用料の収納事 務</u>	<u>令和 7 年 4 月 1 日</u>	<u>令和 7 年 4 月 1 日</u>
<u>高松市立 玉藻公園 指定管理 者香川県 造園事業 協同組合 玉藻公園 管理事務 所</u>	<u>高松市玉藻町 2 番 1 号</u>	<u>香川県立ミュー ジウム及び高松 市立玉藻公園の 共通観覧券及び 入園券の販売代 金の収納事務</u>	<u>令和 7 年 4 月 1 日</u>	<u>令和 7 年 4 月 1 日</u>
株式会社 クリエア ナブキ高 松支店	略			
略				

宮脇書店		
株式会社 クリエア ナブキ高 松支店	略	
略		